

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
75	B 地方に 対する規 制緩和	産業振 興	中小企業等協同 組合等からの申 請・報告処理のシ ステム化	中小企業等協同組合等か らの提出書類の申請・報告 処理を行うシステムの構築	現在、中小企業等協同組合から法で定められている決算関係書類や役員 変更届の提出が紙媒体で行われており、(本県所管組合分約1,200組合) 管理が煩雑になりつつある。 また、当該組合における事務の権限移譲により、複数の行政庁が共管する 組合が増えており、当該組合は上記報告書類や定款変更認可申請書等、 所管行政庁に提出する書類を複数部作成し、各所管行政庁に提出しなけ ればならない。それに伴い、組合からは「手間がかかる」との声をよく聞くよ うになった。 さらに、定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所 管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、連絡がこない限り、所 管外になっていることを把握できない。	(行政側) ・報告書類の量及び保存事務時間の軽減 ・複数行政庁所管組合の認可日調整作業 撤廃 ・所管行政庁変更の連絡漏れによる所管不 明等、人的ミスの削減 (組合側) ・複数行政庁所管組合の資料作成作業軽 減 ・報告書類の提出漏れ等、人的ミスの削減	中小企業等協 同組合法、中小 企業団体の組 織に関する法律	警察庁、金融 庁、財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省、 環境省	福岡県、九 州地方知事 会

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
75	千葉県、神奈川県、川崎市、大阪府、高知県	<p>○認可日(施行日)調整については、現在、経済産業局が取りまとめを行っているが、10月の権限移譲により恐らく都道府県が行うこととなると思われる。所管に本省が入っていると、施行日決定までに大変時間を要している様子であり、施行日管理・調整は円滑な事務運営において支障をきたしている。</p> <p>○中小企業協同組合の提出書類については、今後国からの権限移譲も控えており、地方自治体の更なる事務量増加は確定的である。必要書類の添付漏れや記載漏れは毎年頻繁に生じており、「制度改革による効果」を得ることができれば、事務の煩雑さは大幅に改善されると思う。また、許認可業務においては、行政庁間で標準処理期限が異なることもあり、認可日の調整業務のみならず、指摘事項の情報共有等ができると、統一的な見解や速やかな指導につながると考える。将来的には、組合指導業務が抱える課題を全般的に解決できるような基礎システムの構築をご検討いただけるとありがたい。</p> <p>○中小企業等協同組合から法で定められている決算関係書類や役員変更届の提出が紙媒体で行われているため、文書保管が煩雑になり、保管場所の確保が困難になっている。</p> <p>○申請や届出の書類を紙媒体で作成して所管行政庁ごとに提出させることは、組合にとっては負担が大きいのではないかとと思われる。定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、新しい所管行政庁から連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。全国一律に同様の事務が行えるよう、システムの構築(構築後の改修も含む。)は、国の負担により行っていただきたい。</p> <p>○複数行政庁が所管している組合の認可日調整作業が煩雑であり、組合側からも提出する書類に漏れが生じることがある。その場合、所管行政庁内で組合に連絡を調整する作業も煩雑である。また、所管行政庁が移管になった際の連絡も、移管先が移管元に連絡しなければ把握できないため、正確な所管組合数が把握できない。</p>	<p>「求める措置の具体的内容」として、「中小企業等協同組合等からの提出書類の申請・報告処理を行うシステムの構築」とあるが、提案の内容が漠然としていてどのようなものを想定されているのか判然としないが、複数の所管行政庁の間で発生する情報共有のためのシステム構築であるのではないかと推察される。全国に数多く存在する組合の情報をシステムを通じて共有する場合であっても、その組合の情報はそれぞれの所管行政庁でないと把握できないため所管行政庁において入力する必要が出てくると考えられるが、その膨大な作業コストを考えれば、そのようなシステムを構築しなくてもそれぞれの所管行政庁が他の所管行政庁との連携をしっかりと行うことで解決するのではないかと考えられる。</p> <p>「具体的な支障事例」欄に、「当該組合における事務の権限移譲により、複数の行政庁が共管する組合が増えており、当該組合は上記報告書類や定款変更認可申請書等、所管行政庁に提出する書類を複数部作成し、各所管行政庁に提出しなければならない。それに伴い、組合からは「手間がかかる」との声をよく聞くようになった。」との記載があるが、これは事実誤認であると思われる。権限移譲に伴い、所管行政庁が都道府県に集約されるため、実際には複数の行政庁が共管する組合は減少しているはずである。例えば、平成27年4月に地方厚生局の権限が都道府県に、平成29年4月に地方農政局の権限が都道府県に、令和2年10月に経済産業局、地方整備局及び地方運輸局の権限が都道府県に移譲されたが、権限移譲前の所管行政庁が都道府県及び地方農政局の共管であった組合は、権限移譲後は都道府県のみが所管行政庁となるため、権限移譲に伴い複数の行政庁が共管する組合が増えているというのは明らかに間違いである。</p> <p>また、「具体的な支障事例」に記載のある「定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。」については、所管行政庁が変更となる場合、確かに新しい所管行政庁が認可事務を行うことになるが、新しい所管行政庁が認可事務を行うに際し、当該組合を通じて又は直接の方法により旧所管行政庁に一報を入れるなどで解決する内容であると考えられる。なお、このような所管行政庁が変更になる場合における組合の認可申請は、まずは旧所管行政庁に事前相談があるといったケースが多いものと認識している。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
86	B 地方 に対する 規制緩和	農業・ 農地	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領等における、国庫補助の対象の見直し	現在の国の事業制度では停電対策として自家用発電機の整備は国庫補助の対象となっているが、非常時の施設機能維持のための合理的な手段である「予備線」(メインの回線に係る変電所と同一の変電所からの異なる回線による送電)や「予備電源」(メインの回線に係る変電所と異なる変電所からの異なる回線による送電)の整備は補助対象外とされている。これらの「予備線」や「予備電源」の整備に係る費用についても国庫補助の対象となるよう、事業制度を見直していただきたい。	令和元年度の台風に伴う大規模停電により、10箇所以上の排水機場が機能を喪失した。このため、施設管理者から停電対策の要望が上がっているが、これらの排水機場の自家用発電機については、消費電力が大きいためどうしても大型なものとなってしまい、整備費用や維持管理費、設置スペースの確保などが支障となり、導入が困難である。そのため「予備線」や「予備電源」を整備することによって、排水機場等の停電対策を行いたいと考えているが、現行の事業要領に基づけば、当該設備の整備に係る費用は補助対象外であり、停電対策の推進の支障となっている。排水機場等は台風時等の湛水被害軽減を図る上で非常に重要な役割を果たすものであり、一旦機能が停止してしまうと、より甚大な被害をもたらすものである。地域の防災力を高めるために、「予備線」や「予備電源」の整備に係る費用についても国庫補助の対象となるよう、事業制度を見直していただきたい。	「予備線」や「予備電源」の整備について施設管理者の負担軽減が図られ、排水機場等の施設への停電対策の導入が推進されることにより、台風時等における湛水被害の発生リスクの軽減が期待される。	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領第2の2、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領第2の2、農村地域防災減災事業実施要領第3の2、農村地域防災減災事業実施要領第3の2(11)	農林水産省	千葉県
187	B 地方 に対する 規制緩和	農業・ 農地	水利施設等保全高度化事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業における面積要件の緩和	水利施設等保全高度化事業における「畑地帯担い手育成型」の採択要件と、農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」の採択要件のうち、以下において「5ha」とされている部分について、「2ha」とすることを求める。 ・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1)	当市では、柑橘栽培が一次産業の基幹産業となっているが、急傾斜園地が大半であることから、高齢化等により栽培が困難となっている。そこで、若い担い手へ農地の集積を図りながら柑橘産業を維持し再度発展させていくために、より平坦または緩傾斜である遊休農地の再整備が課題となっている。遊休農地の整備については、水利施設等保全高度化事業、農地中間管理機構関連農地整備事業などが国庫事業として予算化されているが、事業実施に当たってはその受益面積について要件が課されているところである。具体的には、 ・水利施設等保全高度化事業における「畑地帯担い手育成型」については、樹園地にあつては、一定の要件を満たした上で0.5ヘクタール以上の団地の面積が5ヘクタール以上であること ・農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」については、中山間地域にあつては、おおむね5ヘクタール以上であることが要件となっている。 しかしながら、当市のような狭小な急傾斜地が大半を占める地域においては、最も大きい樹園地であっても4ヘクタールしかなく、5ヘクタールという面積要件を求める「畑地帯担い手育成型」や「農地整備事業」は実施できていないというのが現状である。 なお、農地中間管理機構関連農地整備事業には「農地整備事業」の他にも「実施計画等策定事業」「農村環境計画策定事業」があるが、どちらも農業整備事業の実施の予定が前提となっているため、「農地整備事業」の面積要件をみたさなければ、当然それらも実施できないこととなる。	事業実施要件の面積が確保できない市町村においても、国庫事業による農業基盤整備事業の実施が可能となり、国が進める担い手への農地集積による生産規模の拡大がはかられより安定した経営を促進することができる。 このことによって高齢化や狭小・急傾斜により効率化の困難性により農業の衰退が著しい地域においても機械や生産の効率化がはかられ、担い手の確保が期待できる。	・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙2)第3の1 ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙3)第6の1	農林水産省	津久見市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
86	北海道、栃木県、豊橋市、京都市、兵庫県、倉敷市、徳島県、熊本市、宮崎県	<p>○提案団体と同様に、当市においてもこれまで地震や水害等の災害により農業用施設が被災しており、特に排水機場などの防災上重要な施設においては、被災時の機能維持が課題であると認識しております。一方、当市が管理する排水機場については、通常電源の喪失時においても一定の機能を維持するために自家用発電機を整備しており、現段階においては「予備線」や「予備電源」を整備する予定はありません。しかしながら、近年頻発する想定を超える災害への備えとして、柔軟な補助事業の運用を求めます。</p> <p>○停電対策として、非常用電源整備の実績があり、今後の整備の要望もあるところではあるが、営農用水における揚水機場の非常用電源整備の要望であり、台風時の湛水被害等は生じていない。しかし、制度改正等により「予備線」や「予備電源」の整備が補助対象となれば、緊急時の被害の軽減が見込めるため、整備要望が出てくることが想定される。</p>	<p>予備線や予備電源への補助については本事業で排除はしていませんが、国の補助事業を活用するには、国庫補助された施設の財産や維持管理の扱いを整理し、その対策が合理的かつ経済的であるよう、対外的に説明できる必要があります。</p> <p>したがって、非常時の施設機能維持として採用する対策が解決策として最適であるか、多角的に検討する必要があります。</p> <p>今回の御提案については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的観点で言えば「非常用電源」と「予備線及び予備電源」の設置・維持管理・保守点検等に係る費用を比べ、安価であるか、 ・合理的観点で言えば、災害時に外部からの電力供給が絶たれた場合でも、単独での発電が可能であるか、 <p>確認の上、検討する必要があります。</p> <p>また、予備線及び予備電源には、電力会社との調整、電線や電柱等の資材購入や整備、電柱に係る用地の調整も含むことになるかと思えます。</p> <p>これらを整理の上、対応方法を御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
187	浜松市、犬山市、京都市、徳島県、佐世保市、熊本市、大分市、日田市、宮崎県	<p>○当市内で近年採択を受けて事業実施する2地区に関しては、現行採択要件に基づき実施しているところであり、支障は来していない状況。しかしながら、当市も貴市同様に、傾斜斜面を利用した園地でのミカン栽培が盛んで、全国有数の産地を形成しているところであり、樹園地整備の推進が課題となっていることから、高齢化や条件不利地の解消等を効率的に進めていくために、事業要件緩和が望まれる。</p> <p>○農業者の減少と高齢化により、担い手不足が加速するとともに、農地の減少や荒廃化など農業を取り巻く環境は厳しさを増している。そのため、生産基盤の強化と農地の利用集積によるコスト軽減を図ることを目的に基盤整備を推進している。しかしながら、中山間地域では面積要件に満たない地域も散在している。そこで、面積要件の緩和により受益者の負担軽減に繋がる事業の拡充は必要である。</p> <p>○当市でも、耕作地が狭小な急傾斜地が大半を占める地域である事は同様のため、事業実施の面積要件が緩和できれば国庫事業による基盤整備事業の実施が可能となり、今後、農地集積により生産規模拡大からの経営安定や新たな担い手の確保が期待できる。</p>	<p>公共事業である水利施設等保全高度化事業の畑地帯担い手育成型と農地中間管理機構関連農地整備事業については、中山間地域の樹園地においては、営農の一体性がある範囲において0.5ha以上の団地の合計が5ha以上であれば事業の採択を可能としているところです。</p> <p>これにより、1団地で5haの要件を満たさなくてもいくつかの団地をまとめて5ha以上であれば生産基盤整備を行えることとしており、これを通じて樹園地における産地形成を進める考えです。</p> <p>一方、非公共事業である「農地耕作条件改善事業」においては、面積要件を設定せず、きめ細かな基盤整備事業を支援していますので、水利施設等保全高度化事業や農地中間管理機構関連農地整備事業が活用できない場合でも、こちらの事業を活用することが可能となっています。</p> <p>農林水産省としては、地域のニーズに合った基盤整備を進めていけるよう、さまざまな事業を組み合わせる支援を行ってまいります。</p>